

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年3月31日

水曜日

号外(17)

目次

条 例

○富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

1

条 例

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第47号

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成31年富山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(地方創生・中山間対策室)

